

妊娠届出時

綾部市出産・子育て応援事業のおしらせ

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した身近な相談支援と、経済的支援（出産・子育て応援ギフト）を一体的に実施する、出産・子育て応援事業を行っています。

①相談支援～妊娠期から出産後の相談をより充実させます～

それぞれの時期にアンケートと面談を実施し、お話を伺いながら出産や育児について支援します。



②経済的支援～出産・子育て応援ギフトを支給します～

対象者

・申請時点で綾部市に住所を有し、下記表のいずれかにあてはまる方。(所得制限はありません)

申請の流れ

・受給には、アンケートへの回答(面談)と所定の申請書による申請が必要です。

申請を受理後、1～2 か月後に指定された振込口座に振り込みます。

支給対象者	内容	申請方法	申請期間
妊娠届を提出した妊婦 (1回の妊娠につき5万円)	出産応援ギフト (5万円相当)	妊娠届出時に保健師等が面談をし、 アンケートと申請書 を記入。 ※妊娠届出を妊婦以外の方が行った場合は、後日妊婦本人と面談させていただきます。	妊娠中
出生した児の保護者 (児1人につき5万円)	子育て応援ギフト (5万円相当)	出生後の「こんにちは赤ちゃん訪問」時に 面談をし、 アンケートと申請書 を記入。	生後4か月 まで

※他の市町村で出産・子育て応援ギフト（現金やクーポン等）の支給を受けた方は対象外です。

※妊娠届出後の流産・死産、出生届出後の死亡も出産・子育て応援ギフトの対象となります。

< 出産応援ギフト申請時のもちもの >



- 妊娠届出書（医療機関・助産所等で発行）
- マイナンバーカードまたは通知カード
(通知カードの場合) 運転免許証、パスポートなど本人確認ができるもの
- 振込先となる通帳（金融機関名・支店名・預金種別・口座名義人・口座番号の確認ができるもの）
- 印鑑



よくあるご質問

●出産・子育て応援ギフトの内容は何ですか？

出産応援ギフト・子育て応援ギフトそれぞれ対象者1人当たり5万円相当の現金での給付になります。

●申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることはできますか？

原則面談にて申請書をお渡しします。里帰り出産等により、市の保健師等による面談(こんにちは赤ちゃん訪問)を受けることが難しい場合は、事前に綾部市こども支援課(母子保健担当)へご相談ください。

●双子の場合は、申請や給付金額はどうなりますか？

出産応援ギフトは、多胎妊娠の場合でも妊婦1人(5万円)の支給となります。子育て応援ギフトは、10万円の支給となります。(5万円×2人)

●近々転出する予定があります。出産・子育て応援ギフトの申請はどちらの市町村にすればよいですか？

申請者が申請日時点で居住する住所地の市町村に申請してください。**綾部市・転出先の市町村の両方から支給を受けることはできませんのでご注意ください。また、市町村により支給の内容は異なります。**

●綾部市に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、綾部市・里帰り先の市町村のどちらへ子育て応援ギフトの申請をすればよいですか？

里帰り先から綾部市へ戻られたあと面談をさせていただきます。住民票がある綾部市に子育て応援ギフトの申請をしてください。

●DV(配偶者暴力)などにより、やむを得ず、住民票を元の市町村から異動させずに別の市町村に避難しています。この場合、住民票のある市町村・避難先の市町村のどちらへ出産・子育て応援ギフトの申請をすればよいですか？

避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該避難先の市町村に申請することができます。

問い合わせ先

綾部市こども支援課 母子保健担当

(綾部市保健福祉センター内)

住所：綾部市青野町東馬場下15-6

TEL：0773-42-0020

Mail：kodomoshien@city.ayabe.lg.jp

FAX：0773-42-5488